(独)情報通信研究機構の情報システム運用業務の契約変更について (案)

平成26年2月情報通信研究機構

1. 情報通信研究機構の情報システム運用業務について

情報通信研究機構では、情報インフラの効率的運用を目標とするために、本契約によって本部・各研究所の情報インフラ運用を順次集約しているところである。

平成 25 年 10 月 21 日に議了した「情報システム運用のための総合サービス業務における民間競争入札実施要領」及びその別添である「H26 情報システム運用のための総合サービス業務調達仕様書(平成 25 年 11 月独立行政法人情報通信研究機構社会還元促進部門情報システム室)」に基づき、平成 26 年 4 月から運用を開始する予定で、平成 26 年 2 月 10 日に契約を締結した。

2. 契約変更の必要性

本仕様書等が公示された平成 25 年 11 月時点において、ワイヤレスネットワーク 研究所の情報システムの運用範囲が確定していなかった。現在、研究所の機器等の整備も完了し、運用範囲が確定したことから、研究所内インフラの運用管理を本契 約に集約することとし、効率化のスピードを促進することとする。

3. 主な契約変更の概要

【変更契約の内容】

(追加) ワイヤレスネットワーク研究所基幹システム

調達仕様書の作業概要にある地方拠点(外勤場所)に書かれている「ワイヤレスネットワーク研究所」を削除し、常勤作業場所及び地方拠点(出張場所)に追加し、さらに各サービス詳細に「ワイヤレスネットワーク研究所基幹システム」の業務内容を追加する。